

喜友名正さんの悪性リンパ腫の労災認定にかかわる厚生労働省への質問書

2008年8月29日

1. 検討の状況について

この8月1日に第4回検討会が開催されましたが検討会の結論は出ていません。昨年6月、「悪性リンパ腫で死亡した原発労働者の労災申請が却下されたがこれは労基署の独断で不当である。」との私たちの指摘に対して、厚生労働省が「りん伺に戻して検討する」と回答されてから1年2ヶ月になろうとしています。また今年3月6日に喜友名末子さんと代理人が上京され、厚労省に直接早期認定を訴えられてから6ヶ月が経過しました。もとより認定のための検討は慎重に行われるべきことは当然ですが、あまりにも時間がかかりすぎています。遺族の喜友名末子さんは「労災認定は当然」と思い労災申請をされました。その思いとこの現実はあまりにもかけ離れていると言わざるを得ません。早期認定を強く求めるものです。

1-1 これまでにどのようなことが検討されたのですか。検討の経過と検討内容を詳しく示してください。

1-2 このように検討が長引いているのはなぜですか。

1-3 私たちは早期認定を強く求めるものです。今後の予定・見通しを説明してください。

2. 放射線被曝労働者の労災認定の基本的な考え方について

私たちはこれまでに、(1) 喜友名正さんの過酷な被曝労働の実態、(2) 悪性リンパ腫のヒバク補償は世界のすうせい、(3) 放射線被曝による悪性リンパ腫の増加を示す主要な疫学調査、の3つの資料を添えて、労災認定を求めてきました。

3月6日の交渉の場で、多くの参加者から、「喜友名正さんの悪性リンパ腫を労災認定すべきである。」との意見が表明されました。その中で、労災認定の基本的な考え方に関する重要な意見が出されたと考えます。その意見を直接聞かれた担当者は年度末の人事で異動されましたので、そのときの意見を整理して、ガン、白血病に限定した内容ですが、再度質問します。

2-1 労災認定は、労災保険法の第一条に記載されているように、労働者保護の観点で行われるものです。この点を確認してください。

2-2 放射線被曝と全がんの発がんの間に以下のような相関関係が明らかになっています。

① 原爆被爆者の調査、国際がん研究機関（IARC）による世界の原発労働者調査などから高線量でガン・白血病が増加することはまちがいない事実です。

② 放射線被曝によるガン・白血病の発生はいわゆる確率論的なものであるとされています。そして、低い線量でも閾値なしに被曝線量に比例して発生するとして扱われています。厚生労働省はこれらを認識していますか。

2-3 従って、他に明らかな原因が示されなければ、労働者保護の観点から被曝労働者のガン・白血病は労災認定されるべきです。

同時に、放射線被曝労働者の個々の具体的な癌について、様々な原因で統計的に有意な増加を示さない疫学調査があることによって、その補償が否定されるべきではないと考えます。厚生労働省の見解を示してください。

2-4 放射線被曝労働者の白血病の労災認定基準で、被曝線量にかかわる部分（5ミリシーベルト×従事年数以上の被曝）の5ミリシーベルトは、この基準が設けられた当時の公衆の被曝線量限度を示しています。

この基準は現在の公衆の被曝線量限度に引き下げられるべきです。

その上で、白血病に限らず全てのガンの認定基準として用いられるべきです。

厚生労働省の見解を示してください。

3. 例示疾病追加の検討について

基発810号その他の放射線従事者の労災認定の例示疾病に、多発性骨髄腫、悪性リンパ腫等の白血病類縁疾患を追加することについて、年度内に検討会を開く約束を得ています。

見通しを示して下さい

以上

喜友名正さんの悪性リンパ腫労災認定を支援する会

責任団体 原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、関西労働者安全センター、双葉地方原発反対同盟、反原子力茨城共同行動、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、ヒバク反対キャンペーン

代表連絡先 原子力資料情報室（渡辺美紀子）、ヒバク反対キャンペーン（建部暹）